

旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月18日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の  
公費負担に関する条例の一部を改正する条例

旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成7年旭川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

選挙における公費負担の限度額を改定するために、旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市監査委員の選任について

旭川市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和7年6月25日提出

旭川市長 今津寛介

高木啓尊 旭川市●●●●●●●●●●

中野寛幸 旭川市●●●●●●●●●●

(説明)

旭川市監査委員高見一典氏が令和7年6月17日をもって、石川厚子氏が同月25日をもって退職されたため、その後任の監査委員を選任したいので、議会の同意を得ようとするものである。